

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 6

処 分 名	土地の掘削等の許可	
処 分 の 概 要	申請書を河川管理者に提出し、許可を受けて土地の掘削等を行う。	
根 拠 法 令 名	河川法(昭和39年法律第167号)	
条 項	第27条第1項	
所 管 課	河川水路課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	15日	
標準処理期間	計	15日
審査基準	<p>○当該掘削等に係る行為により生じる河川の流水の方向、流速等の変化により、河川管理施設若しくは許可工作物を損傷するおそれや、河川の流水に著しい汚濁を生じさせ、他の河川使用者の河川の使用を著しく阻害するなど、河川管理上著しい支障を生じるものではないこと。</p> <p>○当該土地の掘削等を行うことについての権原の取得又はその見込み、関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。</p> <p>(1)掘削及び切土 ○掘削又は切土による断面が、河川の計画断面をお簡明日ものではないこと。 ○掘削又は切土を行う箇所が、河川管理施設等の保全上必要な一定の距離が確保されていること。 ○局部的な箇所において実施する場合は、当該箇所において流水の乱れを生じないように施行すること。</p> <p>(2)盛土 ○上下流を含む盛土の行われる箇所における流下能力の低下をもたらさないこと。 ○当該盛土により流速の乱れを生ずるものではないこと。 ○盛土後の河川の形状の変化により流速の変化を起こすものではないこと。</p> <p>(3)竹土木の栽植 竹木の栽植を許可するに当たっては、「河岸等の植樹基準(案)」及び河川局治水課作成に係る「河道内の樹木伐採・植樹のためのガイドライン(案)」によるものとする。</p> <p>(4)竹木の伐採 竹木伐採を許可するに当たっては、「河川法施行令の一部を改正する政令の施行について」(H6.7.8建設省河川局長通達)及び「河川法施行令の一部を改正する政令の運用について」(H6.7.8建設省河川局水政課長、治水課長通達)によるものとする。</p> <p>【根拠法令等】 《河川法》 第27条第1項(土地の掘削等の許可) 河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為(前条第1項の許可に係る行為のためにするものを除く。)又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りでない。</p> <p>《河川法施行令》 第15条の4(河川区域内における土地の掘削等で許可を要しないもの) 法第二十七条第一項ただし書の政令で定める軽易な行為は、次に掲げるものとする。 一 河川管理施設の敷地から十メートル(河川管理施設の構造又は地形、地質その他の状況により河川管理者がこれと異なる距離を指定した場合には、当該距離)以上離れた土地における耕耘うん</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

二 法第二十六条第一項の許可を受けて設置された取水施設又は排水施設(その設置について、法第八十七条若しくは第九十五条、河川法施行法第二十条第一項又は砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第二十七条第一項の規定により、法第二十六条第一項の許可があつたものとみなされるものを含む。)の機能を維持するために行う取水口又は排水口の付近に積もつた土砂等の排除

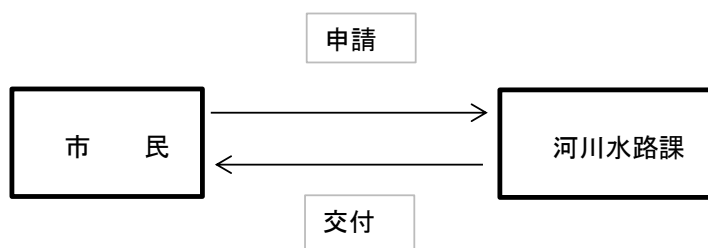
三 地形、地質、河川管理施設及びその他の施設の設置状況その他の状況からみて、竹木の現に有する治水上又は利水上の機能を確保する必要があると認められる区域(法第六条第一項第三号の堤外の土地の区域に限る。)として河川管理者が指定した区域及び樹林帯区域以外の土地における竹木の伐採

四 前三号に掲げるもののほか、河川管理者が治水上及び利水上影響が少ないと認めて指定した行為

行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について(H6.9.30 河政発52号)

行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について(H6.9.30 河政発53号)

手続の流れ



総日数15日(休日は含まない)

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。